

町長の行政報告



・広域紋別病院の分娩休止について

すでに新聞報道でございましたが、産婦人科医の確保承知かと思いますが、広域紋別病院において4月以降の分娩が休止されることとなりました。理由は産婦人科の常勤医が3月末を以つて退職するということです。

広域紋別病院の産婦人科は、常勤医師1名と、非常勤医師2名の体制で、分娩については経産婦の分娩のみ扱っていましたが、常勤医師退職後の後任医師の確保が難しく4月以降の分娩は休止せざることを得なくなつたということです。

妊娠婦の対応として、病院では出産予定者に対して分娩医療機関を紹介することで、遠軽厚生病院、北見赤十字病院などに妊娠婦の受け入れを要請し、了解を得ているということです。

広域紋別病院としては、産婦人科医の確保に向けた招聘活動も継続して行うということです。

なお、本町への影響という面では、今年度の出生者15人のうち広域紋別病院での出産は4人となつております。

また、今年度から「妊娠情報登録制度」を始めいまして、希望する妊娠婦の情報を、予め消防に情報提供し、緊急時にかかりつけの医療機関に救急搬送する仕組みを取つております。今後とも、町民が安心して出産することができるよう、町ども支援をしてまいります。

妊産婦の対応として、病院では出産予定者に対して分娩医療機関を紹介することで、遠軽厚生病院、北見赤十字病院などに妊娠婦の受け入れを要請し、了解を得ているということです。

・オホーツク林業大学校誘致協議懇話会について

流域7市町村は、林業担い手対策として林業大학교誘致に向けて行なったところです。

その後、昨年12月末に網走東部流域2市9町により「林業大学校等人材育成機関」誘致期成会が発足しました。このため、同じオホーツク管内において、網走西部・東部流域の誘致期成会が別々に林業大学校を誘致するのではなく、オールオホーツクで誘致活動に取り組むこととなり、2月8日に管内3市14町1村で構成する「オホーツク林業大学校誘致協議懇話会」が設立されました。

去る2月21日には、懇話会として私と佐藤津別町長及び管内選出の道議会全議員と関係団体の皆さんと共に北海道へ提案者の説明要請を行つたところです。

北海道は年度内にも大学の基本構想をまとめるとしておりましたが、本校開設場所の選定時期は未定とのことです。

・公共施設の安全管理体制について

海道への要請活動に取組んできました。その後、昨年12月末に網走東部流域2市9町により「林業大学校等人材育成機関」誘致期成会が発足しました。このため、同じオホーツク管内において、網走西部・東部流域の誘致期成会が別々に林業大学校を誘致するのではなく、オールオホーツクで誘致活動に取り組むこととなり、2月8日に管内3市14町1村で構成する「オホーツク林業大学校誘致協議懇話会」が設立されました。

去る2月21日には、懇話会として私と佐藤津別町長及び管内選出の道議会全議員と関係団体の皆さんと共に北海道へ提案者の説明要請を行つたところです。

北海道は年度内にも大学の基本構想をまとめるとしておりましたが、本校開設場所の選定時期は未定とのことです。

昨年の3月30日に終結となりました、本町を被告とする損害賠償請求事件につきまして、付されておりました和解条項中、「より万全な安全管理体制構築のための具体的方策を検討し、その実施に努めるものとし、その状況について、今回の定例議会において、私から行政報告する」と約束しております。今後とも、二つの点について報告いたします。

(1) 「防犯カメラの設置について」

平成23年8月、図書館で勤務していた工藤陽子さんの行方が分からなくなつて以降、捜索活動などを続ける一方、犯罪か否かなど原因が解らない状況にはありました。が、施設利用者や職員の不安感へ対応と犯罪抑止の観点から直ちに文化セン

ター内に防犯カメラ3台を設置するほか、女性の一人勤務或いは金銭等を扱う3施設にも設置すべく、翌月の9月定例会に予算を計上しました。

以降、本年度までに順次各公共施設への設置を進め、現在においては15施設にカメラ32台及びレコーダーの設置を完了しております。

内訳を申し上げますと、文化センターのほか学校など教育施設で8施設、道の駅など観光施設で4施設、福祉関係施設で1施設、集会施設で1施設及び役場庁舎となつております。

なお、文化センターにおきましては、図書館元臨時職員事件第三

者委員会の答申も踏まえ、平成26年度に駐車場に向けたカメラを増設したところであります。

この防犯カメラに関しては、必要と考

えられる公共施設の大

方に設置を完了してお
りますが、今後も施設
の新設時など、必要に
応じ設置をしてまいり
たいと考えております。
加えまして、防犯力
メラの設置完了にあた
り、運用上配慮すべき
点に関しまして、指針
を設け管理してまいり
ます。

理運用の体制を定めるとともに、画像記録装置の設置箇所などを限定し、個人情報の流出防止のための適正な保管及び保存方法を定めます。

なお、画像の目的外利用や外部提供を禁止しますが、捜査機関から提出の求めがある場

ける不審者等への緊急
対応」をテーマに、そ
の対応要領について実
演を交え講義を受けて
おります。

ことが何よりも優先されなければなりません。危機に直面した際に、住民や施設の利用者など、どの安全対策を図るべく、職員個々が役割を的確に行えるよう、今後も各種の危機について安全管理に関する研修を順次実施してまい

以上であります。 悲惨な事件を一度と発生させず、事件を風化させないためにも、たゞいま報告させていただいた実施状況のほか、安全管理体制の充実に取り組んでまいります。

(2) 「職員研修の実施について」

カメラの設置によって、防犯のほか施設管理、事故防止、利用者等の安全確保も副次的に担うこととなります。が、撮影される記録は特定の個人を識別できる個人情報であることから、町民及び利用者の権利利益やプライバシーを侵害することのないようになります。「設置目的を明確」にし、「撮影範囲を限定

(2) 「職員研修の実施について」

公共施設の安全管理体制の構築には、危機管理体制や物的対応などに加えて、職員などの安全意識の高揚と非常時における対応方法など、情報、役割及び行動について備える必要があります。

或いは健康危機、更には、公共施設での災害事故等があります。

更に、公共施設での災害、事故等につきましては、施設の火災の他設備管理上の重大な事故に加えて、不審者・不審物等による重大な人的被害、又は不当要求行為など、様々な危機を想定しなければなりません。

これら危機に対応す



紋別警察署による実演を交えた講義